公　売　広　報

（第　９２　号）

期間入札による公売

（石狩市公告第　５６　号）

入　札　期　間

令和８年１１月４日（水）

～令和８年１１月６日（金）

物件：不動産（土地１筆、建物１棟）

石　狩　市　財　政　部　納　税　課

公売に参加される皆様へ

１　公売参加資格

原則として、どなたでも公売に参加することができます。ただし、次に該当する方は公売財産を買い受けることはできません。

⑴ 滞納者等、国税徴収法第 92 条（買受人の制限）の規定に該当する者

⑵ 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者

⑶ 公売財産が農地の場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を要しない者（買受適格証明書の提出ができない者など）

⑷ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する武力団員をいう。）に該当する者

２　公売に当たっての一般的な留意事項

⑴ 公売は現状有姿により行うものですので、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、不動産登記事項証明書等の関係公募等を必ず確認し、十分な調査を行った上で公売に参加してください。

⑵ 公売の条件や公売財産の内容については、石狩市の掲示板に掲示する「公売公告」でご確認ください。

⑶ 不動産の名称、数量等は登記簿による表示です。

⑷ 掲載している図面や写真が現状と異なる場合は、現状を優先します。個人情報保護等のため、写真情報は一部加工しています。

⑸ 公売財産明細書に記載されている情報以外は回答できません。

⑹ 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、石狩市は担保責任等を負いません。

⑺ 石狩市は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合、公売財産内の動産の撤去などは買受人が行うことになります。

⑻ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）に利用については道路所有者と、それぞれ協議してください。

⑼ 耐震、土壌汚染、アスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

⑽ 落札された公売財産はいかなる理由があっても返品できません。

⑾ 滞納税の完納等により公売を中止する場合がありますので、事前に必ず石狩市財政部納税課にご確認ください。

入札についてその他ご不明な点は、以下の問い合わせ先にお問い合わせください。

問い合わせ先

〒061-3292　石狩市花川北６条１丁目３０番地２
石狩市財政部納税課納税担当（公売担当）
TEL　0133-72-3106
FAX　0133-76-6622

公　売　参　加　の　手　引　き

１　公売の方法

公売は、期間入札により、公売財産の売却区分ごとに行います。

入札者は所定の入札書により、売却区分ごとに入札してください。

２　必要書類の提出期限及び提出方法

(1)　提出期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月６日（金）まで

（窓口受付時間　午前９時から午後５時まで）

提出期限までに必要書類の提出が確認できない場合、入札は無効となります。

(2)　入札書

所定の「公売財産入札書」に住所（所在地）、氏名（名称）、売却区分番号、名称、数量、入札価額、入札年月日を記載します。

記載にあたっては、次の点に注意してください。

イ　住所（所在地）、氏名（名称）

個人の場合　～　**住民登録上**の住所・氏名

法人の場合　～　**商業登記簿上**の所在地・商号

ロ　**訂正や抹消された入札書は無効**となりますので、新たな入札書を使用してください。

ハ　入札書を入札書提出用封筒に入れ、糊付けしてください。

一つの入札書提出用封筒に封入できるのは、入札書１枚のみです。

ニ　**一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。**

また、同一人が同一の売却区分番号について２枚以上の入札書を提出したり、陳述の提出が無い場合は、その入札書はいずれも無効となります。

ホ　入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は無効となりますので、郵送する場合は所要の日数を見込んだ上で郵送してください。

(3)　陳述書

公売財産が不動産である場合には、暴力団員等に該当しない旨の陳述をする必要がありますので、陳述書を作成して入札書と併せて提出してください。

また、次に該当する事業者は、免許証又は許可証の写しを提出してください。

イ　宅地建物取引業者

ロ　債権回収管理回収業

３　開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員

が立ち会って開札します。

４　最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価の価額である者に対して行います。

５　最高価申込者の取消し

最高価申込者が暴力団員又は暴力団員で亡くなった日から 5 年を経過しない者であると認められる場合は、最高価申込者の決定を取り消します。

６　追加入札

開札の結果、最高価となるべき者が２人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札は、期間入札の方法により行います。追加入札の日程等については、次のとおりです。

(1)　入札期間及び場所

令和８年１１月１８日（水）から

令和８年１１月２０日（金）まで　　石狩市役所

（窓口受付時間　午前９時から午後５時まで）

(2)　開札の場所及び日時

令和８年１１月２５日（水）午前９時３０分　　石狩市役所　納税課事務室（１階）

(3)　最高価申込者の決定の日時及び場所

令和８年１１月２５日（水）午前１０時００分　　石狩市役所　納税課事務室（１階）

(4)　売却決定の日時及び場所

令和８年１２月１６日（水）午前１０時００分　　石狩市役所　納税課事務室（１階）

(5)　買受代金の納付期限

令和８年１２月１６日（水）午前１１時００分

おって、追加入札に当たっては、以下の留意事項を確認の上、行ってください。

イ　追加入札の入札価額は、追加入札の基因となった入札価額以上の価額としなければなりません。

ロ　追加入札をすべき者が入札しなかった場合又は追加入札の価額がその追加入札の基因となった追加入札の額に満たない場合には、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化ための措置）の規定が適用される場合があります。

７　売却決定

売却決定は、入札書の「入札価額」の欄に記載された金額により行います。

なお、売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

８　買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告の「買受代金の納付期限」までに買受代金の全額を所定の納付書「納入通知書兼領収証書」により、指定の金融機関（又は石狩役所内の北海道信用金庫派出所）で振り込んでください。

納付期限　令和８年１２月２日（水）　午前１１時００分

９　権利移転等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したとき（所有権の移転について法令の規定等により許可等を要するものは、関係機関の許可等があったとき）に公売財産の権利を取得しますので、代金納付（許可）後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が行うことになります。

10　権利移転の手続

権利移転の登記または登録を請求することのできる財産（不動産等）は、買受人の請求により当市が関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行うことになりますので、買受人は必要書類を添付の上、速やかに当市に対して、権利移転の登記又は登録の請求を行ってください。

なお､所有権の移転について､農地法その他の法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続きに際して、その証明書を提出してください。

おって、公売財産の権利移転手続きに必要な登録免許税は買受人の負担となります。

11　適格請求書（インボイス）の交付

公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、石狩市が適格請求書を交付します。

なお、公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合には、公売公告にその旨記載していますので、ご確認ください。

12　売却決定の取消し

次に該当する場合は、買受人に対して行った売却決定を取り消します。

(1)　買受代金の納付前に、市税完納の事実が証明されたとき

(2)　買受代金を納付期限までに納付しないとき

(3)　国税徴収法第 108 条第２項の規定が適用されたとき

13　買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納者等から不服申立て等があった場合は、最高価申込者及び買受人は、その不服申立て等がされている間は、入札又は買受申込みを取り消すことができます。

公　売　財　産　明　細　書

売却区分番号	1		
見 積 価 額	5，592，000円	公売保証金	不要
財 産 の 表 示	**土地** 所　　在　　石狩市花川北4条4丁目 地　　番　　13番 地　　目　　宅地 地　　積　　261．00㎡ **建物** 所　　在　　石狩市花川北4条4丁目13番地 家屋番号　　13番 種　　類　　居宅 構　　造　　ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積　　55．88㎡ 新築年月日　　昭和50年9月 （以上登記簿による表示） 外未登記増築部分　5．16㎡あり		
公法上の規制	市街化区域内、第1種低層住居専用地域、建ぺい率　50%　容積率　80%。		
接 道 状 況	北西側…市道「北陽通南22番通線」幅員8m。		
地 盤 ・ 地 勢	間口14.500m、奥行き18.000mの整形中間画地で、平坦地で道路から50cmほど高くなっています。		
使 用 状 況 等	令和7年5月頃から空家状態で、前所有者の動産が残置されています。		
特 記 事 項	1　地積、床面積は公簿上によります。 2　境界は、隣接地所有者と協議してください。 3　公売物件の利用に当たっては、都市計画法、建築基準法、道路法、条例などの法令により、規制がある場合がありますので、買受希望者において事前に関係機関へ調査確認してください。 4　土壌汚染、地下埋設物、有害物質等の調査は行っていません。 5　石狩市長は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		

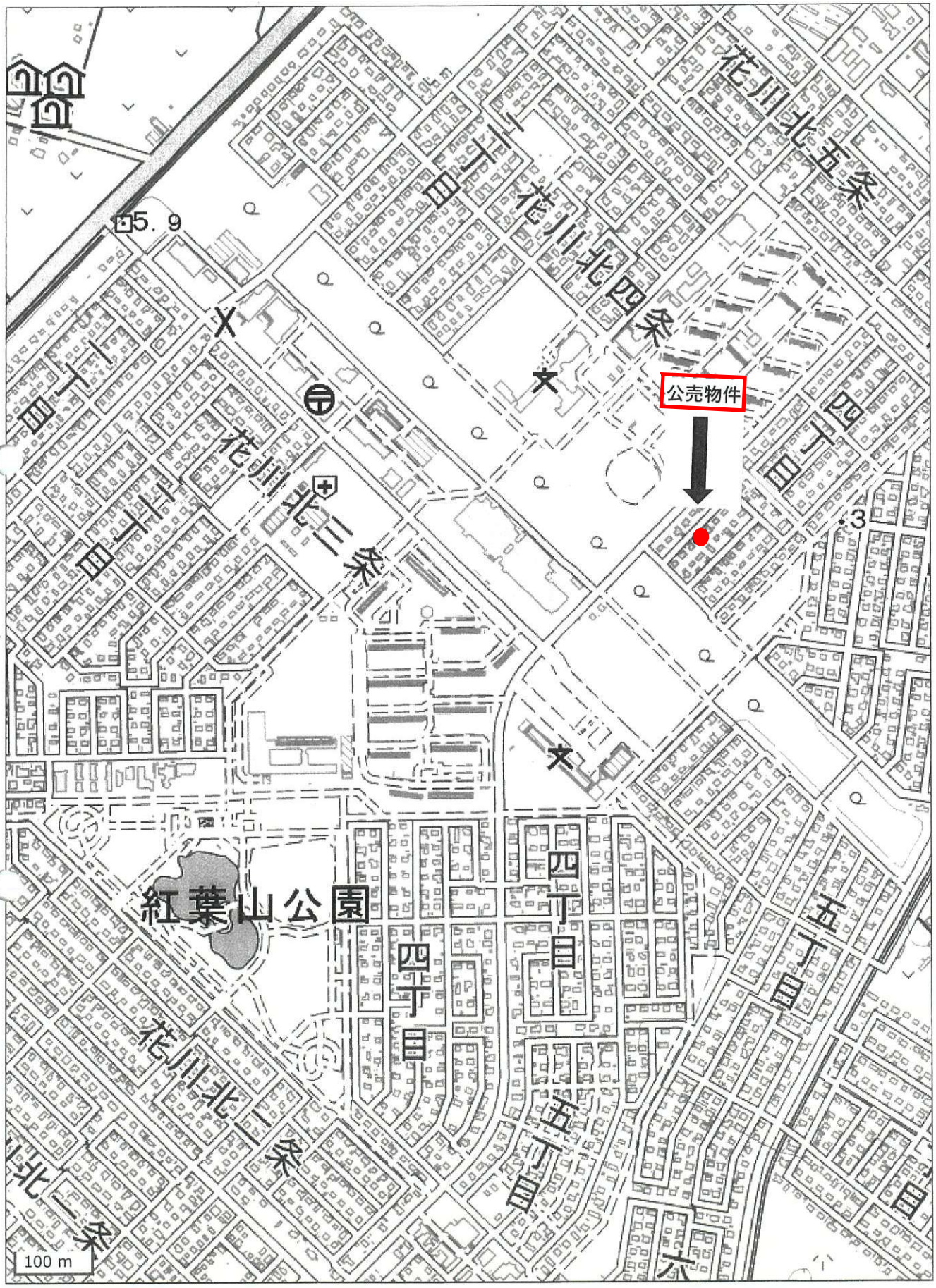

花川北五条
二丁目
花川北四条
5.9
公売物件
四丁目
花川北三条
二丁目
3
紅葉山公園
四丁目
四丁目
五丁目
花川北二条
五丁目
100 m

国土地理院地図を複製

公売物件
若葉公園
花川北4条3
花川北3条3丁目
はなかわきた3じょう3ちょうめ
セカンドストリート
コープ
三角公園
双葉小
31003
31004
31005
500
501
502
503
504
505
507
510

-B

平成17
電磁的記録

区域	第1 住区第10 工区	番号	16	縮尺	S＝1／500	平面直角座標系の名称又は記号	XII	作成年月日	昭和49 年12 月10 日

公用

登記年月日：昭和50年9月10日

令和7年9月11日　札幌法務局北出張所　登記官　喜多章博

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

[redacted]

00716041

建　物　図　面

[redacted]

家屋番号	~~1494~~ 13
建物の所在	~~石狩郡石狩町大字花畔村 1494 番地~~ 石狩市花川北4条4丁目 13

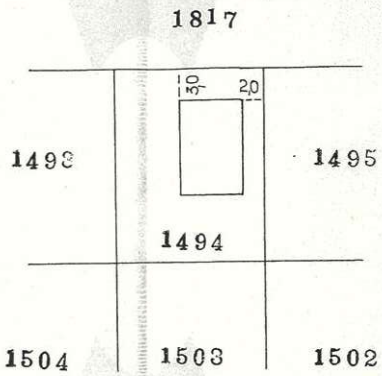

作製年月日	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日
作製者	[redacted]
申請人	[redacted]

[redacted]

縮尺	1/500 m

請求番号：21-3　(1/2)

本図面はＡ３判をＡ４判に縮小したものである

公用

登記年月日：昭和50年9月10日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月11日　札幌法務局北出張所

登記官　喜多章博

[redacted]

00716042

[redacted]

各階平面図

家屋番号	~~1494~~ 13
建物の所在	~~石狩郡石狩町大字花畔村 1494 番地~~ 石狩市 花川北4条4丁目 13

2/2

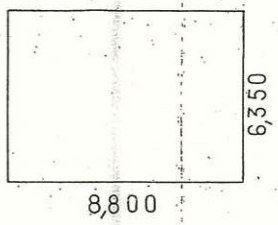

8,800 × 6,350 ＝ 55,8800

＝ 55.88 ㎡

[redacted]

作製年月日	昭和五拾年九月參日
作製者	[redacted]
申請人	[redacted]

縮尺	1/200 m

本図面はＡ３判をＡ４判に縮小したものである

請求番号：21-3　(2/2)